

(改正後全文)

福島県建設工事等暴力団排除対策措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県知事（以下「知事」という。）の行う建設業の許可、浄化槽工事業及び解体工事業の登録並びに福島県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。）、測量、工事の設計、工事に関する調査及び製造に係る業務（以下「建設工事等」という。）から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の不当な介入を排除し、もって公共工事の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

2 知事の行う建設業の許可又は浄化槽工事業若しくは解体工事業の登録において排除の対象とする者（以下「許可又は登録における排除対象者」という。）は、知事と福島県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が取り交わす「建設業等からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）の定めによるものとする。

(照会)

第2条 知事は、建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）並びに浄化槽工事業及び解体工事業の登録（登録の更新を含む。以下同じ。）に当たっては、あらかじめ、当該許可又は登録を受けようとする者の役員等（法人の場合は業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を、個人の場合は事業主、支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、合意書に定める許可又は登録における排除対象者に該当するか否かを、警察本部長に対し、合意書に定める様式により照会するものとする。建設業の許可又は浄化槽工事業若しくは解体工事業の登録を受けた者の役員等に変更が生じた場合も同様とする。

2 知事は、競争入札の参加資格者（以下「有資格業者」という。）、若しくは有資格業者の役員等、若しくは有資格業者の経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）、又は有資格業者等の行為が、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱等（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達。以下「参加資格制限要綱等」という。）別表第2第7号に規定する暴力的不法行為等の措置要件（以下「暴力団排除措置要件」という。）に該当する疑いがあるときは、様式第1号により、当該事実の内容について警察本部長に対し照会するものとする。

(回答又は通知)

第3条 警察本部長は、前条各項の規定により照会を受けたときは、遅滞なく知事に対し、合意書に定める様式又は様式第2号により回答するものとする。

2 警察本部長は、建設業の許可、浄化槽工事業若しくは解体工事業の登録を受けようとする者又は当該許可若しくは登録を受けた者（以下これらを「建設業許可申請者等」という。）の役員等が許可又は登録における排除対象者に該当する旨の情報を入手したとき又は有資格業者等の暴力団排除措置要件に係る事実に関する情報を入手したときは、知

事に対し合意書に定める様式又は様式第3号によりその旨を通知するものとする。

- 3 警察本部長は、前2項の規定により、建設業許可申請者等の役員等が許可又は登録における排除対象者に該当する旨の回答若しくは通知又は有資格者等の暴力団排除措置要件に係る事実に関する回答若しくは通知をした場合で、該当する事実が存在しなくなったときは、知事に対し様式第4号により通知するものとする。

(報告)

第4条 対象工事等を所掌する本庁の課長又は公所長（以下「工事等執行権者」という。）は、有資格業者又は有資格業者等の行為が、暴力団排除措置要件に該当する疑いがあるときは、様式第5号により総務部入札監理課長に報告するものとする。

(暴力団の排除措置)

第5条 知事は、建設業許可申請者等の役員等が次の各号のいずれかに該当するとして、許可又は登録における排除対象者に該当する旨の回答又は通知を受けた場合は、建設業法に定める許可基準に適合しないもの又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）若しくは建設工事に係る資源の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に定める登録の拒否に該当するものとして、同法に基づき当該許可又は登録を拒否するものとし、既に許可又は登録を受けているときは、これを取り消すものとする。

- (1) 建設業法第8条第9号又は第13号に該当する場合
 - (2) 浄化槽法第24条第1項第5号又は第9号に該当する場合
 - (3) 建設工事に係る資源の再資源化に関する法律第24条第1項第5号又は第9号に該当する場合
- 2 知事は、第3条第1項又は第2項の規定に基づく回答又は通知により、有資格業者等が参加資格制限要綱第2条第1項の規定に該当すると認められる場合には、参加資格制限を行うものとする。
 - 3 知事は、前2項の措置を行ったときは、速やかに警察本部長に通知するものとする。

(相互協力等)

第6条 知事及び警察本部長は、建設業から暴力団を排除するため、県内で営業する建設業の許可又は浄化槽工事業若しくは解体工事業の登録を有する者の建設業の許可要件又は浄化槽工事業若しくは解体工事業の登録要件及び暴力団排除措置要件に係る事実の調査、把握に努めるとともに、相互連携のもと積極的な情報交換を行うものとする。

- 2 工事等執行権者は、この要綱に基づく事務を行うに際し、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）からの苦情等のトラブルが生じたときはその解決のための協力の要請を、暴力団等から工事等施工に関し、妨害等が予想されるときはあらかじめ警察官の出動の要請を福島県警察本部（以下「警察本部」という。）又は最寄りの警察署に対して行うものとする。

(介入行為があったときの措置等)

第7条 工事執行権者は、県工事等を請け負った有資格業者から、福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）第17条の規定により暴力団等による不当要求その他の県工事等への不当な介入行為があった旨の報告があったときは、警察へ通報する旨を当該有資格業者に対して指導するとともに、警察と協力して対応するものとする。この場合において、必要があるときは、当該県工事等の工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

- 2 工事執行権者が県工事等を請け負った有資格業者から、前項の規定に基づく報告を受けたときは、様式第6号により対象工事の主務課長を経由のうえ、速やかに総務部入札監理課長に報告しなければならない。

(情報の適正管理)

第8条 知事及び警察本部長は、相互の了解なくして、提供された情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に係る用語については、本文中に規定されるものを除き、参加資格制限要綱等及び福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱等の運用について（平成19年3月30日付け18財第6441号総務部長通知）において定義されるものを準用する。

- 2 この要綱に定める知事が所管する建設業許可並びに浄化槽工事業及び解体工事業の登録に関する業務は、土木部技術管理課建設産業室が、入札参加資格制限措置に関する業務は、総務部入札監理課が、警察本部長が所管する業務は、刑事部組織犯罪対策課が行う。
- 3 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、知事と警察本部長との間で、その都度協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 福島県建設工事等暴力団対策措置要綱（平成元年1月23日付け元財第29号総務部長依命通達）及び福島県建設工事等暴力団対策措置要綱の運用について（平成元年1月23日付け元財第30号総務部長通知）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月8日から施行する。

様式第1号（第2条第2項関係）

第 号
年 月 日

福島県警察本部長 様

福島県知事

建設工事等有資格業者に係る暴力団排除措置要件の該当性について（照会）
福島県建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記有資格業者について照会しますので、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2第6号に掲げる暴力団排除措置要件に該当する事実関係の有無について調査の上、回答願います。

記

- 1 該当疑義のある有資格業者
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 所在地

- 2 該当疑義のある措置要件（別表第2第6号 に該当疑義がある）

- 3 該当疑義のある事実又は行為等の概要

- 4 備考

様式第2号（第3条第1項関係）

第 号
年 月 日

福島県知事 様

福島県警察本部長

建設工事等有資格業者に係る暴力団排除措置要件の該当性について（回答）
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により照会のあった標記の件について、
福島県建設工事等暴力団排除対策措置要綱第3条第1項の規定に基づき下記のとおり回答
します。

記

- 1 暴力団排除措置要件該当の有無
有 ・ 無
※ 該当措置要件 （別表第2第6号 に該当する）
- 2 該当業者
（1）商号又は名称
（2）代表者の氏名
（3）所在地
- 3 該当疑義があった事実又は行為等についての調査結果等
- 4 備考

様式第3号（第3条第2項関係）

第 号
年 月 日

福島県知事 様

福島県警察本部長

建設工事等有資格者に係る暴力団排除措置要件の該当性について（通知）
福島県建設工事等暴力団排除措置要綱第3条第2項の規定に基づき、下記の有資格業者
について暴力団排除措置要件に該当する事実を確認したので、その旨を通知します。

記

- 1 該当業者の商号・名称等
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 所在地

- 2 該当する措置要件（資格制限措置要綱別表第2第6号 に該当する）

- 3 該当すると認められる事実又は行為等の概要

様式第4号（第3条第3項関係）

第 号
年 月 日

福島県知事 様

福島県警察本部長

建設工事等入札参加資格登録業者に係る暴力団排除措置要件の該当性
について（通知）

福島県建設工事等暴力団排除対策措置要綱第3条第3項の規定に基づき、下記の業者について暴力団排除措置要件に該当する事実がなくなった旨を通知します。

記

- 1 該当業者の商号・名称等
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者の氏名
 - (3) 所在地
- 2 該当措置要件（参加資格制限措置要綱別表第2第6号 に該当）
- 3 該当する事実がなくなったと認められる事実の概要及び当該事由の消滅時期等

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

入札監理課長 様

（工事等執行権者）

暴力団関係者（暴力団排除措置要件該当）の疑義について（報告）
福島県建設工事等暴力団排除措置要綱第4条の規定に基づき、下記の有資格業者について暴力団関係者として（又は暴力団排除措置要件に係る事実の存否に）疑義があるので報告します。

記

- 1 対象有資格業者
 - （1）商号又は名称
 - （2）代表者氏名
 - （3）所在地

- 2 暴力団排除措置要件に該当する疑義事実等
 - （1）該当する疑義がある措置要件（参加資格制限措置要綱別表第2第6号 ）
 - （2）該当する疑義がある事実又は行為等の概要

- 3 発注機関の長の意見

（※必要に応じて事実関係を証する書面等を添付すること。）

様式第6号（第7条第2項関係）

第 号
年 月 日

入札監理課長 様

（工事等執行権者）

県工事等に係る暴力団による不当介入について（報告）

標記について、請負者から申出があったので、福島県建設工事等暴力団排除措置要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 対象工事等の請負者

- （1）商号又は名称
- （2）代表者氏名
- （3）所在地

2 不当介入の内容

- （1）工事名
- （2）発生日時及び場所
- （3）請負者からの報告内容（不当介入の内容・被害の状況等）
（※請負者からの文書（様式任意）の添付に代えても差し支えない）

3 請負者の警察への通報状況

- （1）警察への通報（有・無）
- （2）通報先警察署名（ 県警察 警察署 課）
- （3）通報日時 年 月 （ ） 時 分頃
- （4）通報者名（会社名・役職・氏名 ）

（※必要に応じて被害状況等事実関係を証する書面等を添付すること。）